



2022年5月13日

各 位

会 社 名 フジッコ株式会社
代表者名 代表取締役社長執行役員 福井 正一
(コード：2908 東証プライム)
問合せ先 上席執行役員経営企画本部長 尾西 輝昭
電話 078-303-5921

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2022年6月23日開催予定の第62回定時株主総会での承認を条件として、定款の一部変更を付議することを決定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

(1) 株主総会資料の電子提供措置に関する変更

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- ①変更案第14条(株主総会資料の電子提供措置等)第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- ②変更案第14条(株主総会資料の電子提供措置等)第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- ③株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第15条)は不要となるため、これを削除するものであります。
- ④上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

(2) 剰余金の配当等の決定機関に関する変更

- ①機動的な資本政策及び配当政策を図るため、会社法第459条第1項の規定に基づき、剰余金の配当等を取締役会決議で行うことができるよう、変更案第44条(剰余金の配当等の決定機関)及び第45条(剰余金の配当の基準日)を新設するとともに、内容が重複する現行定款第6条(自己の株式の取得)、第45条(期末配当金)及び第46条(中間配当金)を削除するものであります。
- ②上記の現行定款第6条(自己の株式の取得)の削除につき、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

(3) 補欠の監査等委員である取締役に関する変更

- ①会社法の規定に基づき補欠の監査等委員である取締役を選任することができる旨を定款上も明確にするため、変更案第20条(取締役の選任)第4項を新設するものであります。

- ②補欠の監査等委員である取締役の選任に係る決議が効力を有する期間を伸長するため、変更案第20条（取締役の選任）第5項を新設するものであります。
- ③現行定款第23条（取締役の任期）第3項の趣旨をより明確にするため、文言を追加するものであります。

(4) その他の所要の変更

その他、上記の各変更に伴う条数及び字句の修正等、所要の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	2022年6月23日（木）
定款変更の効力発生日	2022年6月23日（木）

以 上

(別紙)

定款 変更案

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>(自己の株式の取得)</u></p> <p>第6条 当社は、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。</p> <p>第7条～第14条 【条文省略】</p> <p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>【新 設】</p> <p>第16条～第20条 【条文省略】</p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第21条 【条文省略】</p> <p>2. 【条文省略】</p> <p>3. 【条文省略】</p> <p>【新 設】</p> <p>【新 設】</p>	<p>【削 除】</p> <p>第6条～第13条 【現行どおり】</p> <p>【削 除】</p> <p><u>(株主総会資料の電子提供措置等)</u></p> <p>第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p> <p>第15条～第19条 【現行どおり】</p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第20条 【現行どおり】</p> <p>2. 【現行どおり】</p> <p>3. 【現行どおり】</p> <p>4. 当社は、会社法第329条第3項の規定により、法令に定める監査等委員の員数を欠くこととなる場合に備えて、株主総会の決議によって補欠の監査等委員を選任することができる。</p> <p>5. 前項の補欠の監査等委員の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第22条 【条文省略】</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第23条 【条文省略】</p> <p>2. 【条文省略】</p> <p>3. 補欠として選任された監査等委員の任期は、退任した監査等委員の任期の満了する時までとする。</p> <p>第24条～第44条 【条文省略】</p> <p>【新 設】</p> <p>【新 設】</p> <p>(期末配当金)</p> <p>第45条 当社は、定時株主総会の決議によって、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を支払う。</p> <p>(中間配当金)</p> <p>第46条 当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。</p> <p>(期末配当金等の除斥期間)</p> <p>第47条 期末配当金および中間配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払の義務を免れる。</p> <p>2. 未払の期末配当金および中間配当金には利息をつけない。</p>	<p>第21条 【現行どおり】</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第22条 【現行どおり】</p> <p>2. 【現行どおり】</p> <p>3. 任期の満了前に退任した監査等委員の補欠として選任された監査等委員の任期は、退任した監査等委員の任期の満了する時までとする。</p> <p>第23条～第43条 【現行どおり】</p> <p>(剰余金の配当等の決定機関)</p> <p>第44条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議により定めることができる。</p> <p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第45条 当社の剰余金の配当（以下「配当金」という。）の基準日は、毎年3月31日および毎年9月30日とする。</p> <p>【削 除】</p> <p>【削 除】</p> <p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第46条 配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払の義務を免れる。</p> <p>2. 未払の配当金には利息をつけない。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第48条 【条文省略】</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">(監査役の責任免除に関する経過措置)</p> <p>1 当社は、第56回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>2 第56回定時株主総会終結前の社外監査役(社外監査役であった者を含む。)の行為に関する会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第43条第2項の定めるところによる。</p> <p style="text-align: center;">【新 設】</p> <p style="text-align: center;">【新 設】</p>	<p>第47条 【現行どおり】</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">(監査役の責任免除に関する経過措置)</p> <p>第1条 【現行どおり】</p> <p style="text-align: center;">2. 【現行どおり】</p> <p style="text-align: center;">(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)</p> <p>第2条 第62回定時株主総会決議による変更前の定款第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除および変更後の定款第14条(株主総会資料の電子提供措置等)の新設は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日(以下「施行日」という。)から効力を生ずるものとする。</p> <p>2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、第62回定時株主総会決議による変更前の定款第15条はなお効力を有する。</p> <p>3. 本条は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p> <p style="text-align: center;">(会社法第165条第2項の規定による定款の定めに関する経過措置)</p> <p>第3条 第62回定時株主総会決議による変更前の定款第6条(自己の株式の取得)の削除は、2022年11月16日から効力を生ずるものとする。</p> <p>2. 本条は、前項の規定に基づき第62回定時株主総会決議による変更前の定款第6条(自己の株式の取得)の削除の効力が発生した日後にこれを削除する。</p>